

令和3年12月23日  
鹿沼市市民部生活課

## 鹿沼市犯罪被害者等支援条例（案）の概要について

### 1 制定理由

本市における犯罪被害者等への支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等への支援の基本となる事項を定め、必要な支援を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、条例を定めようとするものである。

### 2 条例の概要

犯罪被害者等への支援に関する市の基本理念を定め、相談窓口の設置、見舞金の支給、安全の確保、民間団体の支援などの犯罪被害者等への支援に関して定めるものである。

### 3 施行日 令和4年4月1日

見舞金の支給については、施行日以後に発生する犯罪行為に係る犯罪被害者等について適用する。